

羽村市議会 12月定例議会は12月1日から 「東京都に75歳以上の医療費の無料化を求める陳情書」など審議されます

羽村市議会12月定例議会は12月1日から18日までの18日間の会期で開かれます。

- 1日午前10時～ 本会議 市長の所信表明の後、5人の議員による一般質問
- 2日午前10時～ 本会議 6人の議員による一般質問
- 3日午前10時～ 本会議 5人の議員による一般質問
- 4日午前10時～ 本会議 2件の陳情を委員会付託し、市長提出議案12件が上程され、新規条例3件は委員会付託、それ以外の案件（補正予算、条例改正、契約、指定管理者の指定など）は当日議決の予定です。
- 9日午前10時～ 総務委員会 市長提出議案の審査
市長、副市長、教育長の給料の特例条例
市長の給料を15%、副市長、教育長の給料を10%削減
- 10日午前10時～ 厚生委員会 次の2件の陳情の審査（右に陳情書全文）
東京都に75歳以上の医療費の無料化を求める陳情書
「生活保護の『老齡加算』復活を国へ求める意見書」の提出を求める陳情書
- 10日午後1時30分～ 経済委員会 市長提出議案の審査
羽村市中小企業環境配慮事業資金融資条例
- 18日午前10時～ 本会議 委員会付託された陳情2件、市長提出議案3件について各委員会の委員長報告の後、討論、採決が行われます。
- * 11日午後1時30分～ 総務委員会、経済委員会、厚生委員会の行政視察の報告会がコミュニティセンター3階ホールで行われます。

羽村民報

2009年11月29日 960
発行 羽村民報編集委員会
責任者 野崎 衷
日本共産党羽村市議団のホームページ
<http://www.jcphamura.org>
事務所 電話 579-2132 FAX579-2106

無料法律相談のお知らせ
12月8日(火)午前10時から
場所は「日本共産党羽村市委員会」事務所です。弁護士が相談にあたります。予約必要
中原まさゆき 電話 554-1163
市川 えい子 電話 554-1140
鈴木 たくや 電話 080-1058-9450



東京都に75歳以上の医療費の無料化を求める陳情書

「お金の心配をしないで医療を受けたい」は、都民の切実な願いです。東京都が実施した世論調査でも「今後の生活の不安」を訴えている人は増えています。高すぎる保険料を払えず保険証を取り上げられた都民は2万8千人を超え（2008年）、医療にかかれず重症化し、命をおとすケースも後を絶ちません。

高齢者の生活は、年金から介護保険、後期高齢者医療の保険料、住民税などが天引きされ、生活はますます大変になっています。その上75歳以上の高齢者が受ける医療には差別する仕組みがあります。「後期高齢者診療」を選択すると、主治医を一人に制限し必要な治療を何回行っても月6千円しか報酬が出ないために医療が制限される恐れがあります。また、入院すると「後期高齢者特定入院基本料」が適用され、90日以上入院すると病院経営が成り立たない水準に診療報酬が下げられるため、早期退院を迫られる可能性があります。

このように年齢で差別する世界に例のない「うば捨て」保険である後期高齢者医療制度は、鳩山新政権になって廃止の方向が示されています。しかし、長妻厚労相は、政権の第1期の4年以内に新制度ができるまで続くとしています。これでは来年4月からの保険料の値上げは避けられません。

こうした中で、日の出町は、今年4月から75歳以上の高齢者の医療費自己負担を無料にしました。かつて東京都は、全国に先駆けて「老人」医療費の無料化を実現しました。

私たちは、高齢者が安心して医療にかかれるよう、東京都が75歳以上の医療費の無料化を一日も早く実現するよう、東京都に意見書を上げて下さい。

《陳情項目》75歳以上の医療費窓口負担を無料にするよう、東京都に意見書を上げて下さい。

「生活保護の『老齡加算』復活を国へ求める意見書」の提出を求める陳情書

<陳情項目> 生活保護の「老齡加算」復活を求める意見書を国へ提出して下さい。

<陳情理由> 2006年4月、政府は生活保護の「老齡加算」を完全に廃止しました。

廃止されるまで、老齡加算は70歳以上の生活保護受給者に対し、月額17,930円（一級地）が支給されており、高齢者のぎりぎりの生活を支える役割を果たしていました。

廃止後、生活保護受給高齢者からは、「食費を削り、風呂の回数も減らした」「あらゆるものを節約。交際もほとんどできません」などの声があげられ、マスコミでも「最後のセーフティ・ネットとされる生活保護の機能が失われるのではないかと危機感が広がっている。」（毎日新聞）などと報じられてきました。

「老齡加算」は1960年に高齢者の特別需要を満たす必要性から創設されました。1980年の「中央社会保障審議会生活保護専門分科会中間のとりまとめ」では「老齡者は咀嚼力が弱いため、他の年齢層に比し消化吸収がよく良質な食品を必要とするとともに、肉体的条件から暖房費、被服費、保健衛生費などに特別な配慮を必要とし、また、近隣、知人、親戚等への訪問や墓参などの社会的費用が他の年齢層に比し余分に必要となる」と、その必要性が確認されていました。

老齡加算が廃止されたもと、高齢者は「健康で文化的な最低限度の生活」が満たされない、たいへん厳しい暮らしを余儀なくされています。

新政権のもとで生活保護の「母子加算」を復活する方向が出されていますが、生活保護制度が最後のセーフティ・ネットとして、国民の暮らしを支える役割を十分に発揮するために、「母子加算」に続いて、「老齡加算」の復活がはかれるよう、地方自治法99条の規定により、国の関係機関への意見書を提出していただくよう陳情するものです。